

# 唐令拾遺

(上)

仁井田 陞 著

東方文化學院東京研究所 刊

## 序

抑も國家の根本法を、刑罰法規たるや否やに従て律と令とに劃分するは、支那法に特有なる體系であつて、漢以降歷朝概ね律と相並びて令を制定し、以て治國の要具とせざるはなかつた。唐令はもと文物倣章の整備を以て著はれたる隋朝の令を因革損益したものであるが、規定の精密にして條文の簡明なることと、後世の立法に及ぼせる影響の甚大なることに於て、尤かに前諸朝の令を凌駕するものがあつた。その五代を経て宋初に至るまでも尙參酌行用されたるの一事を以ても、如何にそれが傑出せる法典であつたかを察するに足るであらう。淳化以後の宋代諸令や金明兩朝の各令も亦これに準據し、その條規を踏襲した所少なくない。しかのみならず唐令の影響は已に早く我日本にまで及び、大化改新の詔を始とし、その後相繼ぎ制定された近江大寶養老の三令も、一としてその範を效に取らざるはなかつた。されば唐令は實に支那立法史上の一大傑作たるのみならず、又實に東洋法制史の巨軸を成す一大法典であると思ふべきであらう。惜しいかな、その原本は佚失して已に久しく、今日これを見ることが能はざるも、その逸文にして和漢の史籍に散見するものは、幸にも頗る多數である。もし是等を採用して補綴按配せば、幾今唐令の全貌を見ることが能はざるも、尙その一二を窺ふに足るべく、日本及び支那法制史の研究に資する所甚多なるべしとは、故法學博士宮城道三郎師の風に唱道された所であつて、予の明治三十四年東京帝國大學大學院に在て日本法制史を攻究す

るや、師の旨を承けて一度びこれが編輯に着手したのであるが、事は沿海に遺珠を探るに似て頗る難く、村より専心此業に當り且つ數年の日子を費すにあらざれば、その功を收むること能はざるべきを悟り、半途にしてこれを中止し、その完成を他日に期したのであつた。爾來鳥更匆匆二十有九年、宮崎師は既に没せられ、予は尙未だ舊稿を紹ぐの機会を有せず、自ら深く愧づることなきを得なかつたのであるが、昭和四年四月、東方文化學院の開設さるゝや、偶法學士仁井田隆君、東京帝國大學大學院に在て、予の指導の下に日本に於ける唐法書の經受に就て研究しつゝ、予に取ては年來の宿志を果たすに最も適當なる時機と、その人とを併せ得たるものゝ如く思はれたのである。是に於てか同君を學院の助手に推薦し、託するに、唐令の復舊並其の史的研究所を以てした。その目的とする所はもとより唐令舊條の回復にあつたが、傍ら唐前唐後の令文にして今日に残存するものをも併せて採拾し、以て唐令の由來とその後代に及ぼせる感化との一端を明らかにせんことを欲したのである。爾來茲に四年、學士は専心此業に當り、博く和漢の群籍を詳覽し、洽く新古の文獻を涉獵し、或は珍書を秘庫に探り、或は類本を諸家に訪ね、拮据黽勉、博引旁證、遂によく此書を完成するに至つたのであるが、書中採擇せる資料の範圍は、徧く經史政典文集辭書證筆の類に及び、その唐令に關するものは漢籍六十四部、和書十一部合計七十五部、他令に屬するものは漢籍四十五部、和書一部、合計四十六部の多きに上て居る。而して此書の資料に據て復舊し得たる唐令の條數は、武德令以下各令に通じて、實に七百十五條にして、これを唐六典所載の開元令條數一千五百四十六條に比すれば、約その半に

當る。これ必ずしも多しと云ふことを得ざるも、唐令の文字にして和漢の史籍に遺るものは、片言隻句と雖もこれを措撫して殆ど漏らす所なく加ふるに唐前唐後に於ける諸令の逸文二百六十八條を以てして居る。學士の努力や賞歎に値すべく、その効績は眞に不朽なりと稱すべきである。此書今や將に公刊されんとす、東洋史學のため洵に同慶に堪へざる所であるが、予に於ては先師生前の素志初らて成れるを想ふて、喜殊に深きものがある。因て略ぼその縁起を叙して以て序に代ふ。

昭和八年三月

法學博士 中 田

薫

## 自序

私は昭和四年四月、東方文化學院東京研究所の助手に任命され、唐令の復舊並其の史的研究に従事するの光榮を負うたのであるが、本書は即ち此の研究の報告書である。従て題して唐令拾遺と言ふも、期する所の第一は、散佚せる唐代の法典令の條文と、その體系との復舊であり、第二は唐令の史的研究であつて、唐令逸文の統一なき蒐集ではない。然してその研究は、上は漢魏六朝より、下は宋金元明の諸令に及んだが、その主力はもとより、唐令に注いだ。序説第一唐令の史的研究は、唐令復舊の成果の一部であつて、令殊に唐令及び唐後諸令の逸文を中心とする研究は、本書の一特徴である。序説第二唐令拾遺採擇資料は、採擇せる資料の大様を示すと共に、本書の主要資料たる唐律疏議、敦煌發見唐令殘卷、及び開元禮等に關し、從來の學説と大いに所見を異にするもの、その他資料として一考を要するものについて私見を述べた。次に唐令本文七百十五條(附唐前令百四十條唐後令百二十八條)は、數千の令逸文及び令相當文を基本として組成せる所であつて、參用文獻凡そ百種に及ぶ。本書所引の祕籍にして、宮内省圖書寮、靜嘉堂文庫及び本研究所藏本によれるものは少くない。文學士淺井虎夫氏著「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」、程樹德氏著「九朝律考」は、唐前諸令の逸文を蒐集せる點に於ても著名であるが、東京帝國大學法學部教授法學博士中田薫氏の「日本令と唐令との比較研究」(法制史論集第一卷)は、多くの唐令逸文を中心として行つた研究の第一に擧ぐべきものであつて、本書は以上の

勤勞作に負ふ所も多い。又、唐衣服令は難解であるが、東京帝國大學文學部助教授原田淑人氏著「支那唐代の服飾」を參考して解讀した。唐律疏議所引の令文は、從來、永徽令と確信され、何人も之を疑はなかつたが、それに反對し、開元二十五年令としたのは、文學士牧野巽氏との共同研究。唐律疏議製作年代考（東方學報東京第一冊第二冊）による所である。附録の日唐及び唐日兩令の對照表は、兩令の比較に資し、唐令拾遺、採擇資料索引は、唐令（附唐前唐後諸令）本文採擇資料の載録頁を明らかにすると共に、採擇漏れの資料あらば、之を補ひ易からしめんが爲に附したものである。

抑、唐令は一千五百數十條となり、前後十數回に亘つて制定頒行された。有名な太宗の貞觀令は今より約一千三百年前、玄宗の開元二十五年令は約一千二百年前に成れる所である。唐令は唐法律史研究上は勿論、日本固有法と唐法とを基本として成れる日本令研究上も亦極めて重要な法典であるが、今日その完本の所傳を聞かない。唯、かのスタインペリオ兩探檢隊が、二十世紀の初頭はからずも敦煌に於て唐職員令及び公式令の斷片を發見したが、これ特殊の風土の爲に辛くも殘存することを得た所のものである。唐令は崇文總目、陳氏書錄解題、初堂書目等に見えるから、宋に存したことは明らかであり、金代には唐律と共に使用されてゐた。降つて明萬曆中の撰なる世善堂書目にも、唐令式五十卷とあるから、唐令は唐式と共に少くも明末迄は傳つてゐたものと思ふ。我國に於ては、寛平中に成れる本朝見在書目錄に、永徽令、開元令並にあり、平安朝中期に撰せられた倭名抄、政事要略、小野宮年中行事にも唐令は引用

されてゐるから、當時唐令が存在したこと疑なからう。その數百年後、足利時代の中葉に成れる令抄には、倭名抄以下前記の諸書又は令集解等に見當らざる唐令逸文が見える。その孫引に非ずとせば、當時迄も唐令は存したことゝならう。然しその後何時散逸したか詳らかでない。徳川時代となつては唐令は學者の手にも入るべくもなく、靜嘉堂文庫藏松下見林手澤唐令に徴して明らかな様に、唐律疏議から令の逸文を蒐集した學者が少つた。明治になつて後は、故東京帝國大學法學部教授法學博士宮崎道三郎氏が、唐令の復舊を思ひ立たれ、その旨を交けられたのが、中田博士の唐令復舊事業の發端であり、その成果の一部は明治三十七年日本令と唐令との比較研究として發表された。本書は實に中田博士の蒐集された資料の餘蘊を拾ひ、同博士の懇篤なる指導の下に成れる所である。博士は私の見通せる資料を教示されたこと再三ではなく、二千枚に亘る原稿を校閲し正されること二回に及んだ。然も今やこゝに序文の榮を受く。深謝の念實に切なるものがある。又、本書の成れるに就て、本研究所に於ては、服部博士にいふに及ばず、市村、常盤、池内、加藤諸博士、原田助教、牧野、阿部、緒城、青山、竹島、江上、駒井、三才、瀧諸學士、京都研究所に於ては、内藤、狩野、南博士、内藤學士、その他東京帝國大學文學部助教、教授文學博士長井、眞琴氏、同法學部助教、教授法學士石井、良助氏、及び文學士石田、幹之助、長澤、規矩也、濱口、重國等諸氏の教示又は助力による所少なからず、文學士渡邊、清一氏には特に校正につき助力を仰いだ。こゝに深く感謝の意を表する。又、尊藏の貴重圖書の撮影出版を許可せられた館、れた宮内省圖書寮に對し、謹んで謝意を表すると共に、貴重資料の撮影出版を許可せられた館

嘉堂文庫、及び國民圖書館、及び田中慶太郎氏に對しても深く感謝する所である。かく本書は故宮崎博士の首唱にかゝり、中田博士の指導によるはもとより、諸家の援助によつて成つたものであつて、私一人のみのよく成せる所ではない。又、本書を完全なものとは考へてゐない。更に今後の研究努力によつて補正して行きたいと思ふ。

昭和八年三月二十一日

仁 井 田 陸

# 唐令拾遺目次

## 序説

### 第一 唐令の史的研究

一 緒言

二 唐前令

三 唐令

四 唐後令

五 餘言

### 第二 唐令拾遺採擇資料に就いて

## 唐令

官品令第一後唐見三十二條

三師三公兼省職員令第二後唐見七條

寺監職員令第三後唐見三條

目次

101  
132  
130

一  
一  
三  
三  
三  
五  
五

|               |         |     |
|---------------|---------|-----|
| 衛府驛員令第四       | 復舊凡二條   | 一四四 |
| 東宮王府驛員令第五     | 復舊凡九條   | 一四六 |
| 州縣鎮戍獄清關津驛員令第六 | 復舊凡二條   | 一五五 |
| 內外命婦驛員令第七     | 復舊凡二條   | 一五六 |
| 祠令第八          | 復舊凡四十六條 | 一五九 |
| 戶令第九          | 復舊凡四十八條 | 二一四 |
| 學令第十          | 復舊凡三十三條 | 二六五 |
| 選舉令第十一        | 復舊凡二十九條 | 二八三 |
| 封爵令第十二        | 復舊凡七條   | 三二四 |
| 祿令第十三         | 復舊凡六條   | 三三一 |
| 考課令第十四        | 復舊凡五十五條 | 三三七 |
| 宮衛令第十五        | 復舊凡七條   | 三五六 |
| 軍防令第十六        | 復舊凡四十條  | 三六五 |
| 衣服令第十七        | 復舊凡十六條  | 三九一 |
| 儀制令第十八        | 復舊凡三十條  | 四六九 |
| 鹵簿令第十九        | 復舊凡五條   | 五一四 |
| 樂令第二十         | 復舊凡八條   | 五三六 |

# 附錄

|         |      |     |
|---------|------|-----|
| 公武令第二十一 | 復舊凡四 | 四三  |
| 田令第二十二  | 復舊凡三 | 四七  |
| 賦役令第二十三 | 復舊凡二 | 六五九 |
| 倉庫令第二十四 | 復舊凡七 | 六九三 |
| 庾牧令第二十五 | 復舊凡二 | 六九七 |
| 關市令第二十六 | 復舊凡四 | 七二三 |
| 醫疾令第二十七 | 復舊凡一 | 七三三 |
| 捕亡令第二十八 | 復舊凡六 | 七三八 |
| 假寧令第二十九 | 復舊凡七 | 七三三 |
| 獄官令第三十  | 復舊凡四 | 七五七 |
| 營繕令第三十一 | 復舊凡八 | 八三  |
| 喪葬令第三十二 | 復舊凡二 | 八六  |
| 雜令第三十三  | 復舊凡三 | 八六二 |
| 日唐兩令對照表 |      | 八六五 |
| 唐日兩令對照表 |      | 八六五 |

唐金拾遺探擇資料索引.....九二

## 圖版目次

|                |    |
|----------------|----|
| 敦煌發見唐藏官表.....  | 八  |
| 宋本白氏六帖事類集..... | 三六 |
| 鈔抄本慶元條法事類..... | 五五 |
| 宋本通典.....      | 六六 |

鹵簿令第十九

復舊凡五條

一甲〔武〕武德初著令。天子鑾輅五等。王金象革木。以供服乘用之。屬車十乘。指南車。記里鼓車。白鷺車。鸞旗車。避惡車。皮軒車。安車。耕根車。四望車。羊車。〔二〕

一〔唐〕會要卷三〔二〕輅車。武德初著令。天子鑾輅五等。王金象革木。以供服乘用之。屬車十乘。〔以下

與本文同

一乙〔開〕二五〔駕〕行導駕者。萬年縣令引。次京兆尹。總有六引。〔駕〕從餘州縣出者。所在刺史縣令導駕。並准此。儀仗依本品。〔駕〕行以下四十一字。開元禮作導駕。先萬年縣令。次京兆尹。次太

各乘。其禮節各依本品。給之。唐志作萬年縣令。先導。次京兆尹。次太常卿。司徒。御史大夫。兵部尚書。皆乘輅。輅如本品。〔二〕三〔五〕。○細射弓箭。〔三〕左右金吾大將軍各

一人。紫綳襜褕。金隱起帶。〔左以下十七字。開元禮作金吾大將軍二人分左。右。自蕭瑄。〕○銀裝長刀。

〔五〕○細刀。〔六〕○團扇。方扇。〔九〕○大駕。長鳴中鳴。各百二十具。〔大以下十一字。開元禮作長鳴

十具。〔二〕四〕

二〔開〕元禮卷二序例中。大駕鹵簿。

導駕。先萬年縣令。次京兆尹。次太常卿。次司徒。次御史大夫。次兵部尚書。〔自縣令以下。並正道威儀

各乘輅，其鹵簿各依本品給之。次清遊隊白澤旗二，分左右各一人執，二人引，二人夾，金吾折衝二人，各領四十騎，戎服分左右，次金吾大將軍二人，分左右，……次長鳴一百二十具，次鑼鼓十二面，歌簫笛各二十四，次大橫吹一百二十具，節鼓二面，笛簫篳篥桃皮篳篥各二十四，次羯鼓十二面，金鈺十二面，次小鼓一百二十面，次中鳴一百二十具，……次腰輿一，次小團扇四，次方扇十二，……次小扇十二，次朱畫團扇十二，……右自清遊隊以下，諸衛將軍並平巾幘，紫桶襦，大口袴，錦  
羅蛇，金隱起帶，弓箭橫刀，……

三〔唐開元律卷二十四越訴條疏議〕〔宋刑統開元律卷二十四同上〕依鹵簿令，駕行導駕者，萬年萬年宋制，縣令引，次京兆京兆同上，尹，總有六引，註云，駕從餘州縣出者，所在刺史縣令導駕，並准此。

儀仗依本品。

四〔白氏六帖事類集卷十六白孔六帖卷五十八金鼓〕鹵簿令，大駕長鳴中鳴，各百二十具。

五〔新唐書卷二十三上儀衛志〕唐制，天子居曰衛，行曰駕，……衛，……黃麾仗，左右廂，各十二部，十二行，第一行，長戟，……第六行，細射弓箭，赤地，……第十行，細射弓箭，白地，……果毅都尉各一人，校尉二人，檢校前隊，執銀裝長刀，……駕，大駕鹵簿，……萬年縣令先導，次京兆牧，太常卿司徒，御史大夫，兵部尚書，皆乘路路當，鹵簿如本品，次清遊隊，次左右金吾衛大將軍各一人，帶刀前橫刀，……左右威衛隊，正各一人主之，騎執銀裝長刀，……凡衛門，皆監門校尉六人，分左右，執銀裝長刀，……

六〔倭名類聚抄那波本卷四術藝部射藝類細射〕店。鹵簿令云，細射弓箭，

狩谷按齋云、按唐書儀衛志、載大駕鹵簿云、第十行細射弓箭、此所引即其事也、

〔細射弓箭〕は新唐書儀衛志の衛の部分には二ヶ所見えてゐるが、駕〔大駕鹵簿〕の部分には見當らない。

七〔倭名類聚抄那波本卷十二〕裝束部腰帶類金隱起帶、唐鹵簿令云、左右金吾大將軍各一人、紫襪、金隱起帶、

狩谷按齋云、按通典大駕鹵簿云、金吾大將軍二人分左右、平巾幘、紫襪、大口袴、金隱蛇、金隱起帶、此所載即其事也、

大唐開元禮及び通典開元禮纂類には、右自清遊隊以下、諸衛將軍、並平巾幘、云々とはあるが、金吾大將軍二人、分左右、平巾幘、云々とはない。

八〔倭名類聚抄那波本卷十三〕調度部征戰具長刀、唐令云、銀裝長刀、又云、細刀、

狩谷按齋云、按銀裝長刀、見新唐書儀衛志、則知此所引唐令、是鹵簿令文、但儀衛志無細刀、蓋與唐令、詳略有異也、

九〔倭名類聚抄那波本卷十四〕調度部服玩具團扇、唐令云、團扇、方扇、

狩谷按齋云、通典大駕鹵簿、皇太子鹵簿、皇太子妃鹵簿、命婦妃嬪婕妤美人才人鹵簿、皆有團扇方扇、此所載即其事、則所引唐令、是鹵簿令文、

開元禮及び唐志によるに、本條、即大駕鹵簿の規定は頗る長文であつたと思はれるが、今日には容細な逸文が傳はるに過ぎない。然し、前掲兩書によつて令を補ふことは冗漫

に亘るから、まづ今の遺文<sup>り</sup>みを掲げ、前記兩書と異同あるものは、之を註記することゝした。唐律疏議に鹵簿令を引く<sup>て</sup>、總有六引とあるが、今の原文には、萬年縣令及び京兆尹の外に、太常卿司徒、御史大夫、兵部尚書の如き文があつたかと思ふ。尙開元禮及び唐志は互に出入があり、又唐令逸文、細刀の如きは兩書に見當らない。

#### 參考一

〔唐六典卷十七乘黃署條〕凡乘輿五輅、<sup>註</sup>一曰玉輅、祭祀納后、則乘之、以下略

〔太常因革禮卷二十八鹵簿下〕國朝會要……建隆四年八月……十八日南郊禮儀使陶穀又言、

案禮令、大駕車駕三十六乘、今太僕寺見管止二十八乘、玉輅等二十五乘、安車四望車辟惡車三乘、本寺見令修飾、餘所闕白鷲車一、革車一、屬車六、又令文舊有副車、近代停廢、望並下有司製造、

〔文獻通考卷百十七王禮考十二乘輿車旗鹵簿〕〔宋史卷百四十五儀衛志〕建隆四年……禮儀使陶穀建議……大駕五輅、各有副車、近代廢、請依令文增造、又案明宗舊圖、導駕三引、而儀仗法物人數多、周太祖鹵簿六引、而人數少、請準令文、用六引、其國書各依<sup>依宋志</sup>本品以給、從之、

#### 參考二

〔宋淳化鹵簿令〕法駕鹵簿三引、有開封縣牧、注云、駕只從所在州縣刺史縣令、導駕各準此、儀仗從本品、〔二〕

一〔太常因革禮卷二十八鹵簿下〕禮閣新編……又云、大中祥符元年……又詳定所上言……案鹵簿令、法駕鹵簿三引、有開封縣牧、〔以下與本文同〕

尙この外、宋南藩令の資料として次のものを挙げ得る。

〔文獻通考卷百十八王禮考十三乘輿車旗南藩〕〔宋史卷百四十四儀衛志〕仁宗慶定元年、參知

政事以下四字通考、未庠言言上通考……宜委一二博學近臣討討宋史、釋前代儀注及南藩令、以乘輿常

時出入之儀比之三駕、

こゝに言ふ南藩令は、宋天聖南藩令と思ふ。

〔太常因革禮卷二十八南藩下〕〔續資治通鑑長編卷百六十九仁宗〕明堂記明以下三字續資、皇祐

二年五月、傳使言、皇以下十字同上作皇祐二年八月、初南藩使言、明堂大享、用法駕南藩、準禮令、法駕之數、之數太常、減

大駕三分之一、……本法今本以下三字同上、無法駕字、因故本及文獻散逸、雖續資治通、有名名同上、數、

較之禮令、云能裁決、

二〔開二五〕團扇方扇五、○行障六具、三分左右、三○夾夾以下、開元禮志、車、其其同上、次

腰輿輿、開元禮志並、一、一下、開元禮有執者八人云々八、次大繖四、四

一〔開元禮卷二序例中〕皇太后皇后南藩、

清遊隊旗一、一人執、二人引、……次偏扇團扇方扇各二十四、分左右、宮人執、次香燈一、內給使四

人昇、次重翟車、青質金飾、駕四馬、受冊從祀享廟則乘之、駕士二十四人、次行障六具、分左右、宮人

執、次坐障三具、分左右、夾重翟車、次輦、輦一執者八人、次團扇二、次大繖四、

二〔新唐書卷二十三下儀衛志〕太皇太后皇太后皇后出、……次偏扇團扇方扇皆二十四、宮人執

之、衣綵大襲裙襦綵衣革履、分左右、次香燈一、內給使四人舉之、居重翟車前、次重翟車、駕四馬、駕